

委託契約書

- 1 委託業務の名称 北九州市立 中学校給食調理等業務委託 (配送)
- 2 委託料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 ¥)
- 3 契約保証金 _____
- 4 契約期間 平成19年12月3日から平成21年3月31日まで
- 5 業務履行場所 北九州市立 中学校

上記の委託業務について、北九州市を甲とし、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約書は、2通作成し、甲乙各1通保有するものとし、この契約は、次のとおり各自それぞれ記名押印したときに確定する。

平成19年 月 日

甲 北九州市 代表者 北九州市長 北橋健治

乙 受託者 住所
商号又は名称
代表者

履行保証人 住所
商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

乙の所有する調理施設(以下、「調理施設」という。)において、甲の供与した給食材料等を、甲の作成した献立、手引書等及び関係法令等に従い調理し、甲が指定する器材、施設等(以下、「指定器材等」という。)を利用して甲の指定する食数の給食を甲の実施する給食事業の用に供する業務

前号の業務に付随して、甲の作成した手引書等及び関係法令等に従い、頭書の業務履行場所において、指定器材等を利用して甲の指定する食数の給食を配膳する業務

第1号の業務に付随して、甲の作成した手引書等及び関係法令等に従い、頭書の業務履行場所へ甲の指定する食数の給食を配送する業務

その他、前各号の業務に付随する業務

前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上決定した業務

2 この契約書に定める請求、通知、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、軽微なもの又は緊急を要するものについては、この限りでない。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び別記の仕様書(以下「仕様書」という。)等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(実施の方法)

第2条 乙は、甲の指示監督の下に仕様書等に従い、委託業務を実施しなければならない。

2 この契約期間中における給食基本食数及び給食基本日数は、仕様書で定める。

3 この契約期間中における給食基準調理員数は、仕様書で定める。

4 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

5 乙は、委託業務の実施に当たって、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を乙が雇用し委託業務に従事させる者(以下「従事者」という。)に対し、周知しなければならない。

(委託料の支払)

第3条 乙は、甲により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、甲の指定する方法により、委託料を請求するものとする。

2 甲は、乙から委託料の請求があったときは、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

3 契約が契約期間の途中で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託

料の額は、仕様書に定める日割計算の方法により算定された額とする。

- 4 甲は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるときは、前条第2項に規定する給食基本日数に満たない期間において給食を実施することができる。この場合において、その不足した日数に応じて仕様書に定めるところにより、委託料を減額する。
- 5 疾病の流行による学級閉鎖その他の理由により給食食数が大幅に不足した場合は、その不足の程度に応じて仕様書に定めるところにより、委託料を減額する。
- 6 第4項及び前項の規定により委託料を減額する場合において、契約保証金の金額は変更しないものとする。
- 7 甲は、授業その他の学校行事を実施するに当たり必要と認めるときは、前条第2項に規定する給食基本日数を超える期間において給食を実施することができる。この場合において、その超えた日数に応じて仕様書に定めるところにより、委託料を増額する。
- 8 第6項の規定は、前項の委託料を増額する場合に準用する。

(契約保証金の還付)

第4条 甲は、頭書の契約期間が満了し、乙の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、乙に契約保証金を還付する。

- 2 契約保証金には利子を付さない。

(業務計画書等の提出)

第5条 乙は、委託業務の実施に当たり、あらかじめ業務計画書等を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から提出された前項の業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

(報告)

第6条 乙は、仕様書の定めるところにより、業務報告日誌を作成し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、仕様書に定める方法以外の方法で委託業務を実施する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第7条 乙は、給食の安全又は衛生に重大な影響を与えるおそれがある事情が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受け、又は甲と協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急でやむを得ない場合は、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、そのとった措置の内容を当該措置後直ちに甲に報告しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められるものについては、甲がこれを負担する。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、

又は監督するとともに、乙に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第9条 甲は、乙の実施した委託業務がこの契約書、仕様書又は関係法令等の定め
に適合しないときは、乙にこれに適合させることを請求しなければならない。その場
合において、乙は当該請求に従い再実施しなければならない。

(従事者の配置等)

第10条 乙は、従事者について、仕様書に定めるところにより、あらかじめ必要書
類を提出して、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、調理施設に、調理業務従事者(この委託業務において、もっぱら学校給食
の調理その他付随する業務に従事することを常態とする者をいう。以下同じ。)を
給食基準調理員数以上配置しなければならない。なお、このうち2名以上は、次に
掲げる免許のいずれかを有していなければならない。

栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条に規定する栄養士の免許(以下、「栄
養士免許」という。)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条に規定する調理師の免許(以下、「調
理師免許」という。)

3 乙は、頭書の業務履行場所に配膳業務従事者(この委託業務において、もっぱら
学校給食の配膳その他付随する業務に従事することを常態とする者をいう。以下同
じ。)を1名以上配置しなければならない。

4 乙は、配送業務従事者(この委託業務において、もっぱら学校給食の配送その他
付随する業務に従事することを常態とする者をいう。以下同じ。)を1名以上配置
しなければならない。

5 乙は、学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に
適合しない者を委託業務に従事させてはならない。

6 乙は、従事者が学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係
法令等に適合しないことを知ったときは、直ちにその者を委託業務から除外させ、
必要事項を記入した書類を速やかに甲に提出しなければならない。

7 乙は、やむを得ない理由により従事者の異動又は交替を行おうとするときは、事
前に甲に通知し、必要事項を記入した書類を速やかに甲に提出しなければならない。

8 乙は、従事者の異動、交替又は代替を行おうとするときは、従事者の熟練性を確
保するため、必要最小限度の範囲にとどめるようにしなければならない。

9 甲は、給食事業の安全を確保するうえで、従事者について著しく不相当と認める
ときは、その理由を示して乙にその交替を求めることができる。

(従事者への指示その他の管理等)

第11条 乙は、従事者に関する指示その他の管理を行い、労働関係法令上の一切の
責任を負うものとする。

2 乙は、委託業務の実施の総括を行う責任者(以下「業務総括責任者」という。)
を定め、委託業務の実施にあたって、従事者に対する指導監督をさせるほか、甲と
の連絡調整にあたらせ、委託業務の円滑な遂行に努めさせなければならない。

3 乙は、業務総括責任者に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項

を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。

- 4 乙は、栄養士免許または調理師免許を有する調理業務従事者のうちから学校給食の調理その他付随する業務の責任者（以下「調理業務責任者」という。）を定め、調理施設に常駐させ、委託業務の実施にあたって、調理業務従事者に対する指導監督をさせなければならない。
- 5 乙は、栄養士免許または調理師免許を有する調理業務従事者のうちから学校給食の調理その他付随する業務の副責任者（以下「調理業務副責任者」という。）を定め、調理施設に常駐させ、委託業務の実施にあたって、調理業務責任者に事故あるときまたは欠けたときにおいて、その職務を行わせなければならない。
- 6 調理業務責任者は、健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設（1回100食以上または1日250食以上を特定かつ多数の者に対して継続的に提供する調理施設をいう。以下同じ。）または大量調理施設（1回300食以上または1日750食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ。）において3年間以上、調理業務副責任者は特定給食施設または大量調理施設において1年間以上の調理経験を有する者でなければならない。

（契約の解除等）

第12条 甲は、必要がある場合は、乙と協議のうえ、この契約の全部若しくは一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第13条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、委託料その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の契約内容の変更の場合に準用する。

（甲の解除権）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害を与えても、甲は、その補償の責めを負わない。

委託業務の実施が著しく不相当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

甲に対し、不法行為（故意又は重大な過失に限る。）を行ったとき。

市が作成する物品等供給契約有資格業者名簿に登録されている者として不相当と認められる行為があったとき。

この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

乙から契約解除の申出があったとき。

前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市契約規則(昭和 39 年北九州市規則第 25 号)に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、乙は委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 3 乙がこの契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、甲は、乙に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、甲の認定によるものとし、乙はこれに異議を申し立てないものとする。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲に催告をしてこの契約を解除することができる。

第 12 条第 1 項の規定により、甲がこの契約の履行を一時中止させる場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。

第 12 条第 1 項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金等の徴収方法)

第 16 条 甲は、この契約に基づき乙から違約金等を徴収することができるときは、乙に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを乙から追徴することができる。

(損害賠償責任)

第 17 条 乙は、委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき理由による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため第三者(甲の職員を含む。以下本条において同じ。)が被った損害を、甲が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、甲からの求償に応じなければならない。

- 2 乙は、前項に規定するもののほか、この契約の履行に当たり、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第 18 条 乙は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

天災事変、暴動その他不可抗力による場合

指定器材等の瑕疵に基づく場合

乙がこの委託業務の実施中に、甲(甲の職員を含む。)の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(危険負担)

第 19 条 委託業務の実施に当たって、乙の従事者等が損害を受けたときは、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(履行保証人への履行請求)

第 20 条 甲は、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を請求することができる。ただし、甲は、第 14 条第 1 項の規定によりこの契約を解除することを妨げられない。

2 履行保証人は、前項の規定による委託業務の実施の請求があったときは、乙に代わって委託業務を実施しなければならない。

3 甲が第 1 項の規定により委託業務の実施を請求したときは、乙がその請求の時までに実施した部分で、甲の検査に合格したのものに対する委託料については、乙に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、乙は何らの請求権を有せず、甲は当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

(指定器材等の利用等)

第 21 条 指定器材等の利用は、無償とする。

2 乙は、指定器材等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、契約期間中において指定器材等を学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならない。

4 乙は、契約期間中において指定器材等の瑕疵を発見したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

5 甲は、乙が委託業務を実施するために、頭書の業務履行場所において直接必要とする電力、用水等があるときは、乙に無償で供給できるものとする。

6 乙は、委託業務の実施に当たり、頭書の業務履行場所において指定器材等以外の物件を利用しようとするときは、事前に甲に通知し、その承認を受けなければならない。

7 第 1 項及び第 5 項に規定するもののほか、委託業務を実施するために必要な費用の負担区分については仕様書で定める。

(解除等に伴う措置)

第 22 条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、乙は、甲の指定する期間内に、次の措置をとらなければならない。ただし、甲が乙と再度この委託契約を締結したとき、又は甲が措置する必要がないと認めるときは、この限りでない。

指定器材等を、速やかに原状に復して、甲に明渡し、又は返還をすること。

乙が指定器材等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、甲に明渡し、又は返還をすること。

甲の指定する期日において、甲の指定する者に対し、委託業務を実施するために必要な知識、経験等について説明すること。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 23 条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは

承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 24 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 25 条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第 26 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、個人情報（北九州市個人情報保護条例（平成 16 年北九州市条例第 51 号）（以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、委託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

4 乙は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 乙は、委託業務を実施するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

6 乙は、委託業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに甲に返却するか又は甲の立会いのもとに廃棄しなければならない。

7 乙は、委託業務の従事者に対し、条例第 66 条及び第 68 条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。

8 乙は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の費用)

第 28 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 29 条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項で約定する必要があるときは、甲乙協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによる。